

野生鳥獣保護管理検討会報告書（案）の構成

- 1 現状と課題
- 2 保護管理の推進の在り方
 - (1) 基本的な考え方
 - ア 人と鳥獣との基本的な関係
 - イ 適切な保護管理に向けての基本的な考え方
 - (2) 実施体制の整備
 - ア 関係主体の役割の明確化
 - イ 総合的な保護管理を行う団体、民間企業の育成
 - ウ 人材の育成・確保
 - エ 施策毎の体制整備
 - (3) 総合的・計画的な取組の推進
 - ア 鳥獣保護事業計画の在り方
 - イ 特定鳥獣保護管理計画の適切な推進
 - ウ 鳥獣保護区の在り方
 - エ 生息状況等の情報の取扱い
 - オ 被害対策の基本的な考え方
 - (4) 適切な狩猟の実施
 - ア 保護管理を踏まえた狩猟の考え方
 - イ わな猟等の適切な実施
 - (5) 個別課題への対応の考え方
 - ア 鳥獣の流通
 - イ 愛がん飼養

野生鳥獣保護管理検討会のとりまとめ

野生鳥獣保護管理検討会

- 1 設置の背景・目的、委員構成
- 2 検討経過

検討会報告書(案)の概要

- 1 構成
- 2 課題と基本的な考え方
- 3 保護管理に係る実施体制の整備
- 4 総合的・計画的な取組の推進
- 5 適切な狩猟の実施
- 6 個別課題への対応

野生鳥獣保護管理検討会のとりまとめ

野生鳥獣保護管理検討会

- 1 設置の背景・目的、委員構成
- 2 検討経過

検討会報告書(案)の概要

- 1 構成
- 2 課題と基本的な考え方
- 3 保護管理に係る実施体制の整備
- 4 総合的・計画的な取組の推進
- 5 適切な狩猟の実施
- 6 個別課題への対応

野生鳥獣保護管理検討会の背景等

1 設置の背景・目的、委員構成

平成11年鳥獣保護法改正時の附帯決議等に対応して、今後の鳥獣保護及び狩猟の在り方について検討のため、平成14年1月に設置。

委員構成

赤坂	猛	北海道環境保全課長
小熊	實	(社)大日本猟友会 専務理事
加藤	峰夫	横浜国立大学経済学部 教授
幸丸	政明	岩手県立大学総合政策学部 教授
古南	幸弘	(財)日本野鳥の会自然保護室 室長
高木	直樹	日本獣害管理技術センター 獣害医
竹内	憲司	神戸大学大学院経済研究科 助教授
常田	邦彦	(財)自然環境研究センター 研究主幹
羽澄	俊裕	(株)野生動物保護管理事務所 代表取締役
羽山	伸一	日本獣医畜産大学獣医学部 助教授
藤江	俊彦	千葉商科大学政策情報学部 教授
三浦	慎悟	新潟大学農学部 教授
吉田	正人	(財)日本自然保護協会 理事(江戸川大学助教授)

(注) 印...座長

2 検討経過

平成14年から検討会を開催。

平成15年中は3分科会(基本政策、保護管理、狩猟制度)に分かれて検討。

平成16年11月22日に第14回検討会(最終回)を開催。

最終回において、出された意見について、今後座長と事務局で整理を行い、とりまとめ、今後正式なものとする予定。

野生鳥獣保護管理検討会のとりまとめ

野生鳥獣保護管理検討会

- 1 設置の背景・目的、委員構成
- 2 検討経過

検討会報告書(案)の概要

- 1 構成
- 2 課題と基本的な考え方
- 3 保護管理に係る実施体制の整備
- 4 総合的・計画的な取組の推進
- 5 適切な狩猟の実施
- 6 個別課題への対応

1 構成

野生鳥獣保護管理検討会報告書(案)

～新たな野生鳥獣保護管理に向けて～

1 現状と課題

2 保護管理の推進のあり方

- (1) 基本的な考え方
- (2) 実施体制の整備
- (3) 総合的・計画的な取り組みの推進
- (4) 適切な狩猟の実施
- (5) 個別課題への対応の考え方

検討会報告書(案)の概要

1 課題と基本的な考え方

鳥獣の生息分布の拡大、中山間地域における過疎・高齢化に伴う人の活動の低下等により、今後とも鳥獣による農林業被害等人と鳥獣とのあつれきが続くおそれが高い。一方で絶滅のおそれのある鳥獣の保護については、適切に推進が求められている。

このため、適切な保護管理の推進が必要であり、効果的な実施体制の整備、関係各主体の参画と連携の促進、必要な財源の確保等が必要。

2 保護管理に係る実施体制の整備 (その1)

関係主体の役割の明確化

国は国際的・全国的な視点から基本的な枠組みの策定等。また、広域的な保護管理への対応のため、必要に応じて広域保護管理指針を策定。

都道府県は、国と連携しつつ、地域の実情を踏まえた鳥獣保護事業計画等を策定し実施。

市町村は、都道府県鳥獣保護事業計画の下で保護管理を実施。特に特定鳥獣保護管理計画については都道府県と連携。保護管理をおこなう事業者は技術の向上に努力。開発活動等を行う事業者は鳥獣の保護管理与える影響に配慮。

市民は鳥獣の保護管理への理解を深め、例えば野生鳥獣への安易な餌付けを行わないことなどできることに取り組み、国や都道府県等の施策に協力。

2 保護管理に係る実施体制の整備 (その2)

総合的な保護管理を行う団体、民間企業の育成

被害対策を含めた地域の総合的な保護管理を業務として行う団体や民間企業等の育成を検討。

人材の育成・確保

行政や保護管理を行う団体・企業の担当者、捕獲技術者など保護管理に関わる人材の育成のため、保護管理のための資格の創設や行政における資格所有者の配置の誘導を検討。

3 総合的・計画的な取り組みの推進 (その1)

都道府県鳥獣保護事業計画のあり方

保護管理を効果的に進めるため、計画項目や構成などについて検討。

鳥獣を巡る課題の整理と対応の方向

鳥獣区分毎の鳥獣の取り扱い(希少鳥獣、一般鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣、移動性の高い鳥獣、要保護管理鳥獣(仮称))

隣接都道府県との連携(保護区に指定、被害防止、連携体制等)

同一県内において自然環境が異なる地域の保護管理のあり方を特記

関係機関(農林部局等)との連携(協力体制等)

その他、海鳥等の生息状況の把握、環境教育等

3 総合的・計画的な取り組みの推進 (その2)

特定鳥獣保護管理計画の適切な推進

都道府県調査への調査により、概ね計画の目標に向かって進んでおり効果が見られるが、以下のような課題を確認。

地域別等年次計画の策定の推進

モニタリング手法の確立

専門的知識を有する職員の確保

調査等のための予算

市町村の位置づけの明確化

計画の実施にあたって、地域住民の参加を促し、計画全体の実行等を監理するため、特定計画に実施にあたり、知識・技術を有した管理者を配置することが必要。

計画の実行からまだ十分な時間がたっていないので、総合的な評価のためには今後とも状況の把握が必要。

3 総合的・計画的な取り組みの推進 (その3)

鳥獣保護区の在り方

生息環境の悪化の回避等ために適切な管理が重要であり、また、環境教育等の場として、利用していくことも重要。このため、鳥獣保護区の指針の充実と管理計画の策定を検討。

規制については、同一規制を一律に課すのではなく、当該鳥獣保護区の特徴にあったものを選択できるよう検討。

3 総合的・計画的な取り組みの推進 (その4)

生息状況等の情報の取り扱い

生息数の動向を把握するため、地域毎の生息状況や捕獲努力量のデータの積み上げが必要。また、調査研究体制の充実を検討。

鳥獣法適用除外の海棲哺乳類について、必要に応じて助言を行うため、生息状況等の把握が必要。

3 総合的・計画的な取り組みの推進 (その5)

被害対策の基本的な考え方

鳥獣による被害対策は、市町村を中心とした地域社会における対応が重要であるが、国、都道府県は財政的支援や技術的支援。

農林家自らが、未収穫農作物の放置により結果としての餌付けを行わないことや有害捕獲を適切に行えるよう検討。また、効果のモニタリングが重要。

被害対策にあたっては、捕獲や防除等の適切な選択と組み合わせが必要であり、農林水産部局との連携の強化を図るほか、耕作放棄地の取り扱いなど鳥獣被害に強い地域づくりへの対応を検討。

4 適正な狩猟の推進 (その1)

保護管理を踏まえた狩猟の考え方

狩猟は、特定鳥獣保護管理計画に基づく捕獲など鳥獣の保護管理に貢献しており、今後とも一定の役割を期待。

狩猟者に保護管理への協力を期待し、保護管理に係る知識等を狩猟試験や研修において理解を深めてもらう。

保護管理の推進を図るため、被害の多い地域における狩猟を進めていくこと等を検討。一方、地域個体群の維持の観点から、捕獲頭数の制限も必要。

わなによる人への事故の発生の防止を図るため、わなの架設を制限する場所について検討。

4 適正な狩猟の推進 (その2)

わな猟の適切な実施

錯誤捕獲や事故防止の観点から、狩猟において、くくりわなについては、放獣し易い構造とすることや架設地域を制限すること、また、とらばさみについては構造上の改良が困難なこと等から、使用禁止の可能性も含めて検討する必要。なお、農林業被害等の観点から許可によるものについては、これらの考え方を参考としつつも別途の検討を行う必要。

わなの適切な架設を推進するため、「わな免許」を新たに設けるとともに、架設されたわなの見回り等についてその可能性を検討。

5 個別課題への対応 (その1)

鳥獣の流通規制

ニホンザル、クマ類の流通規制については、生息状況の把握に努めるとともに、関係団体の調査も参考にしつつ、必要に応じて採るべき措置を検討する必要。

国内鳥と同種の輸入鳥の流通については、規制の対象となっている種の見直しの検討を行うとともに、輸入にあたって適法捕獲証明書や輸出証明書の発行を行っていない国については、これを必要としないとする26条の但し書きについて取り扱いについて検討する必要。

国内鳥が輸入鳥と偽り違法捕獲されないよう、輸入鳥に足環などの個体識別の可能性については、今後、他法令の施行状況等も見極めつつ検討することが必要。

5 個別課題への対応 (その2)

愛がん飼養

鳥獣審議会の考え方を基本としつつ、近年の対象鳥獣の生息状況、許可の状況、捕獲状況、飼育の実態等を勘案し、さらなる規制について検討。